解約申入れ書

銀座セカンドライフ株式会社 御中

銀座セカンドライフ株式会社との間で締結したレンタルオフィス「アントレサロン」の利用契約について、本書にて解約を申入れます。

なお、本申入れに際し、下記事項について同意致します。

記

- 1. アントレサロン利用規約第13条に基づき、銀座セカンドライフ株式会社が解約申し入れ通知書を受領した月の翌月の末日に、利用契約は終了する。 また、利用契約終了の期日までに会員カードの返却、ロッカー内の荷物の引取り、郵便物、宅配物等の受取りをする。利用契約終了の期日を過ぎた場合、ロッカー内の荷物、郵便物、宅配物等を銀座セカンドライフ株式会社は直ちに破棄できるものとする。この破棄によって元会員、または第三者が損害を被ったとしても、いかなる責任も負わない。
- 2. アントレサロン利用規約第17条に基づき、提供された住所、電話番号、FAX番号などの記載を削除すること。利用契約終了後も記載が残っている場合は完全に削除されるまでの期間は、銀座セカンドライフ株式会社は利用料を請求できるものとする。また、利用契約が終了した後に送付された郵便物、宅配物については、銀座セカンドライフ株式会社は受領を拒否できるものとする。利用契約の終了によって元会員、または第三者が損害を被ったとしても、いかなる責任も負わない。
- 3. アントレサロン利用規約第17条に基づき、会社の所在地としてアントレサロンに登記している場合には、会員は本書面と合わせ、移転登記後の登記簿謄本履歴事項証明書を弊社に提出し、弊社が受領した日の翌月末をもって契約が終了する。なお、本書面のみを弊社に提出し、移転登記が完了していない場合は、契約は継続しているものとみなし、移転登記が完了した月の翌月末までの期間は、銀座セカンドライフ株式会社は

利用料を請求できるものとする。移転登記がなされず、弊社の提供する住所に登記情報が残っていることによって、会員又は第三者が被害を被ったとしても、いかなる責任も負わない。

以上

年 月 日

住所社名

代表者

印

弊社確認印	登記状況確認